



・大台ヶ原全体(東大台・西大台・ドライブウェイ・ビジターセンター・駐車場・ガイド・民間事業施設)の利用に関する取り組みについて、必要な利害調整や実現可能性を検討する体制が十分でない。(大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会に地元関係者が委員として参画していない。また、西大台地区利用適正化計画検討協議会は、西大台利用調整地区を対象としている。)

・大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の西大台地区利用適正化計画検討協議会への参画の仕組みが明確化されていないことから、両者の関係が曖昧となり、結果として西大台利用調整地区に関する合意形成が難航する場合がある。

・環境省から委嘱された学識者(委員)と地域を代表する各団体の代表とでは、利害調整のための議論の深掘りが困難。

・予算の都合上、年間の会議の開催数が限定されることから、十分な議論が進まない。

今後の大台ヶ原の利用に関する検討の進め方(案)

議論の対象の明確化と場の集約化

- 西大台地区利用適正化計画検討協議会を、関係機関・団体・民間で構成する組織に改組し、大台ヶ原の利用に関する取り組みにおける必要な利害調整や実現可能性の検討を行うなど、議論の対象の明確化と場の集約化を図る。また、必要に応じて、大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の目的・構成等も見直す。

環境省、奈良県、上北山村及び指定認定機関の役割の明確化

- ビジターセンター、歩道(利用調整地区含む)及び駐車場(アプローチ道路含む)は大台ヶ原の利用における核となる施設であることから、これらの運用上の責任者である環境省、奈良県、上北山村及び指定認定機関である上北山村商工会の立場と関係者の関係を明確にすることにより、改組される協議会において実現可能性の高い議論が可能となるようにする。

外部からの意見を求める仕組みの構築

- 幅広い関係者の参画を得るため、大台ヶ原の利用者、自然環境保全に意見を有する者、その他の外部の意見を収集し、大台ヶ原の利用に関する取組に反映させる仕組みを設ける。

(考え方)

大台ヶ原の保護と利用

保護

- 環境省において実施。(自然公園法第21条3項等の行為許可を基本として、シカ個体数調整、防鹿柵、ラス巻、ササ刈り、稚樹の育成・植樹等の積極的な保護策)
- 評価委員会は環境省の計画策定及び実施結果について評価を行う。

利用

- ビジターセンター、歩道及び駐車場を中心として、マイカー利用のあり方、ガイド育成、東大台の利用のあり方など様々な議論に対応するべく、新たな協議会の設立をもって検討を進める。
- 新たな協議会で合意されるものを各々実施。
- 評価委員会は助言を行う。